

◎地方交付税法及び特別会計に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第一号)

一、提案理由(平成二十二年一月二五日・衆議院総務委員会)

○原口国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成二十一年度分の地方交付税が二兆九千五百十四億七千五百万円減少することになりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例として、二兆九千五百十四億七千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち一兆四千七百五十七億三千七百五十五万円に相当する額について、平成二十八年年度から平成四十二年までの各年度における地方交付税の総額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額することとしております。

以上が、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。
よろしく願います。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年一月二五日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今回の補正予算により国税が減額計上される中にありまして、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された平成二十一年度の地方交付税の総額を確保するため、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例として、国税の減収に伴う地方交付税の原資の減少に見合う二兆九千五百十四億七千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、この加算額のうち、一兆四千七百五十七億三千七百五十五万円に相当する額について、平成二十八年年度から平成四十二年までの各年度における地方交付税の総額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額することとしております。

本案は、去る一月二十二日本委員会に付託され、本日原口総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

二

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年一月二八日)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十一年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付基準、将来的な地方交付税の確保策、公共サービスの削減による財政健全化の推進、地方交付税の法定率引上げの必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。